

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ漁業	8	定めなし	基点 A 横須賀市稲岡町三笠公園にある三笠艦船尾最後部 B 横須賀市横須賀新港第 1 ふ頭先端東側角 点の位置 ア A から 129 度 59.6 分 16 メートルの所 イ A から 65 度 49.6 分 65 メートルの所 ウ A から 67 度 29.6 分 1,162 メートルの所 エ A から 74 度 49.6 分 1,310 メートルの所 オ A から 154 度 29.6 分 664	3 月 1 日から 4 月 30 日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地※を有する者	1 はだかもぐり、みづき漁法、たも網、刺し網（ただし、一枚網に限る。）及び徒手による採捕に限る。 2 船舶の航行を妨げてはならない。	令和 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 4 日まで	許可をした日から令和 7 年 11 月 30 日まで

			<p>メートルの所</p> <p>カ オとエを結んだ直線上でオから 243メートルの所</p> <p>キ Bから 214度 07分 570メートルの所</p> <p>ク Bから 219度 18分 609メートルの所</p> <p>ケ Bから 199度 05分 1,174メートルの所</p> <p>コ Bから 194度 52分 1,362メートルの所</p> <p>サ Bから 194度 22分 1,749メートルの所</p> <p>シ 横須賀市大津一丁目三春・大津護岸の屈曲部天端中央から護岸上西へ 310メートルのところ</p> <p>ス 北緯 35度 17分 4.7秒 東経 139度 40分 44.6秒の点</p> <p>セ 北緯 35度 17分 4.5秒 東経 139度 40分 46秒</p> <p>ソ 北緯 35度 16分 51秒 東経 139度 40分 41秒</p> <p>タ 北緯 35度 16分 51.3秒 東経 139度 40分 39.5秒</p> <p>区域 アイ、イウ、ウエ及びエオの</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにオカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、スセ、セソ、ソタ及びタスの 4 直線に囲まれた区域のうちの海面を除く。</p>					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

(参考図)

